

令和8年度 千早赤阪村教育方針



令和8年2月
千早赤阪村教育委員会

はじめに

近年の社会情勢の変化により我が国において子どもたちをとりまく環境は大きく変化しています。例えば少子高齢化、グローバル化、AI・ロボットなど先進技術の進展等は加速度的に進んでおり児童・生徒を取り巻く状況はますます複雑化、多様化しています。学校では、いじめ・不登校、特別な配慮を要する子どもの増加や多様な社会への対応も必要な状況となっています。一方、地域においても価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。これは、本村においても同様の状況です。学習指導要領の理念に基づき、こうした社会の変化に対応しながら活力あふれる日本の未来を創り、担い手となる若い力を育むことが必要です。

日本を変えた歴史と豊かな自然に恵まれた大阪唯一の村「千早赤阪村」で少数精鋭の強みを生かした教育を進めるとともに、小さな村から大きな国際社会へ一人ひとりが輝き自信をもって羽ばたけるように取り組んでいくことが重要です。

❖ 千早赤阪の教育がはぐくむ人物像

「地域を愛し、国を愛し、国際社会に貢献できる人の育成」

千早赤阪の太古の歴史を振り返ると、少数であることを払拭できる知恵や工夫、人と人の温かなつながりにより時には時代を動かし、脈々と村の文化を築いてきました。また近年、全国でもいち早く外国語活動(英語教育)に力を注ぎコミュニケーション力の育成に力を注いできました。今後は子どもたちがこの強みに加え、新たな時代に対応できる力が必要です。それは新たな価値の創造により自ら未来を切り開くことができる力です。千早赤阪村出身であることを誇りに思い世界に貢献する人となることを願います。

❖ 教育方針イメージ

本方針では子どもたちの資質・能力を育成するために学習指導要領の躊躇ない実施をめざした教育改革を行います。

具体的には、地域愛と社会貢献意識の醸成をベースに下記の力の育成を重点に小・中一貫して取り組みます。

●論理的思考力と課題発見解決能力 ●グローバルな視野とコミュニケーション力

❖ 方針達成の手法

ミッション達成のための手法として「テーマ型コミュニティ・スクール導入による、産官学協働の教育活動」を実施します。

学校が社会と乖離することなく、社会協働による教育目標の達成、つまり「社会に開かれた教育課程」の実現を9か年通じて取り組みます。

目次

前提

位置づけ

1. 社会を生き抜く、確かな学力づくり
 - (1) 基礎学力の定着と探究的な学びの実現
 - (2) グローバル教育と異文化理解
 - (3) ICT教育と情報モラル教育
 - (4) 支援教育

2. 豊かな心、たくましい人づくり
 - (1) キャリア教育
 - (2) 道徳教育
 - (3) 人権教育
 - (4) 体力・運動能力
 - (5) 食育
 - (6) 郷土学

3. 魅力ある教育環境づくり
 - 3-1 安全安心な学校づくりの推進
 - (1) いじめ・虐待防止・不登校対策他
 - (2) 学校施設・通学
 - (3) 防災教育
 - (4) 食物アレルギーへの対応

 - 3-2 学校および教職員の資質の向上
 - (1) 学校の組織力の向上
 - (2) 教職員研修の充実
 - (3) 働き方改革
 - (4) 地域学校協働活動
 - (5) 不祥事・ハラスメント防止

4. 生涯学べる社会づくり
 - (1) 文化資源の保存と活用
 - (2) 生涯学習の促進
 - (3) スポーツ振興と青少年健全育成

前提

- 第4期教育振興基本計画(令和5年6月)では、2040年以降の社会を見据え、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成する視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく視点に重点を置いている。
また、子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育を含む多様な教育ニーズへの対応、ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上が示されている。
さらに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。
- 学習指導要領では「生きる力」を育むために「主体的・対話的で深い学び」が必要であり「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視しなければならないこと、複数の教科等の連携を図り、また社会(地域、企業、大学、自治体等の多様な主体)と連携しながら授業をつくり、その効果を検証するなどして、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立していかなければならないことが述べられている。
- 中央教育審議会答申『『令和の日本型教育』の構築をめざして～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』ではこれまでの教育の成果を活かし、社会との連携、ICTの活用等を進めることが求められている。

位置づけ

- 教育基本法第17条第2項に基づき策定された「第2次大阪府教育振興基本計画」(令和5年3月)、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第5次千早赤阪村総合計画、千早赤阪村教育大綱(第2期)との整合性を図るとともに「令和8年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項(大阪府教育委員会)」をふまえて、具体の施策を展開する。

千早赤阪村 教育方針

「地域を愛し、国を愛し、国際社会に貢献できる人の育成」

地域愛と社会貢献意識の醸成をベースに論理的思考力と課題発見解決能力、グローバルな視野とコミュニケーション力の育成を重点とし、小・中一貫して取り組む

1. 社会を生き抜く、確かな学力づくり

子どもたちが多様性のあるこれからの社会を生き抜くため、
豊かな知識や技能など確かな学力づくりを推進します

(1) 基礎学力の定着と探究的な学びの実現

- 論理的思考力と課題発見解決能力の育成のため、生活科や総合的な学習の時間を中心に探究的な学びを進めるとともに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図る。
- 基礎的・基本的な学力の定着を図るために、令和 8 年度以降も国語科と算数科における千早赤阪村基礎学力テスト(CKT)を実施する。
- 全国学力・学習状況調査や小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストなどを活用・分析し、学力の向上に努める。

(2) グローバル教育と異文化理解

- 英語そのものの学習にとどまらず、コミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進のため、ALT との対話の場やリモート交流等で海外の子どもたちと交流する機会を増やすなど、日ごろから英語を使って実際に活動する場面を増やしていく。
- 小学校第 1 学年から中学校第 3 学年までの 9 年間を見通した外国語教育を推進するために、大学から講師を招聘し、学習活動の在り方についての研修を行う。
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、外部人材との交流を積極的に行っていく。

(3) ICT教育と情報モラル教育

- 全ての教科において積極的にICTを活用することにより、主体的・対話的で深い学びを推進する。また、クラウドなどを効果的に活用し、多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動や他者とともに問題の発見や解決に挑む活動などを行い、児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性等を実感することができるよう工夫する。
- 情報モラル教育では、情報発信等でインターネットやSNSを利用する際には、特定の個人を識別できる写真や映像等も個人情報に該当することや、発信された情報の正確さを客観的に判断することなど情報リテラシー教育についても積極的に行っていく。

(4) 支援教育

- 「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育を基本としながら「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、支援学級や通級指導教室において個に応じた「自立活動」を行う。

2. 豊かな心、たくましい人づくり

主体的に行動し、様々な人々と協働しながら、未来を切り拓くことができる、
豊かな心とたくましい人づくりを推進します

(1) キャリア教育

○社会の変化とともに、職業体系も変わっていく中、児童・生徒はより一層の思考力と判断力を持ち課題を解決し、自ら進むべき道を定めていかなければならない。そのため、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定することができるようにする。

(2) 道徳教育

○テーマについて考え議論する過程で、児童・生徒が様々な価値観を認め合い、自尊感情を育むとともに、多面的にものごとを捉える力を養う。

(3) 人権教育

○「人権教育全体計画」を基に、各校において、児童・生徒が人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を目指して、自他の権利を尊重し、社会の一員としての自覚の下に義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざす。

(4) 体力・運動能力

○各校における「体力づくり推進計画(アクションプラン)」をもとに、PDCA サイクルに基づく体力づくりの活動を行う。新体力テストの結果分析を活用しながら、児童・生徒が運動に対する苦手意識をもたないように、体育の授業や行事を組み立てていく。

○学校の体育活動中の事故防止を徹底するために、各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容や人数をふまえ、安全に活動できるよう十分な広さを確保することや、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるなど熱中症を予防する。

(5) 食育

○各校における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等における食に関する指導、給食指導、個別的な相談指導を、学校、家庭・地域、生産者・関係機関等と連携を取りながら行っていく。

○地場産物を利用したり、郷土食である粉豆腐等を取り入れたりすることで、地域の食品や食文化への関心を高める。

(6) 郷土学

○副読本『わたしたちの村 千早赤阪』を活用し、地域に対する関心を高めるとともに、村内の史跡巡りや郷土資料館の見学等により理解を深める。

3. 魅力ある教育環境づくり

学校施設や社会教育施設の整備、教職員の資質の向上などとともに、
社会状況の変化に柔軟に対応できる、魅力ある教育環境づくりを推進します

3-1 安全安心な学校づくりの推進

学校の教職員に求められるものが多くなっている昨今、地域のかも借りて、教育体制を強化することが必須である。地域間ネットワークや地域と学校の連携を強化し、地域全体で学校教育を支える仕組みづくりを進めていく。

(1) いじめ・虐待防止・不登校対策他

- 「千早赤阪村いじめ防止基本方針」及び各校における「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ・虐待の早期かつ正確な実態把握に努める。学校における定期的なアンケートの結果や児童・生徒から受けた相談内容を、専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)、家庭児童相談員及び教職員等が適切に共有し、チームで検討する体制を整える。
- 千早赤阪村教育支援センター(くすのきルーム)を設置し、心理的・情緒的な側面、社会的要因・背景等、何らかの理由で学校に行けない又は行きにくい小学生・中学生を対象に、個に応じた適切な指導・支援を行うことにより、集団生活への適応、社会的自立や学校生活への復帰をめざす。

(2) 学校施設・通学

- 各校の「学校安全計画」に基づいた取り組み状況を踏まえ、学校施設の安全点検、子どもたちに対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導に努めつつ「危機管理マニュアル」を充実させる。
- 通学の安全については、学校、PTA、見守りに関わる地域住民、警察、道路管理者等と連携して、通学路の安全対策に努める。

(3) 防災教育

- 近年頻発する自然災害に対応するため、防災士等の専門家の助言を基に、学校における危機管理体制を整備する。また、児童・生徒が防災に関する知識を身に着けることができるよう、防災訓練や講習を実施する。

(4) 食物アレルギーへの対応

- 「千早赤阪村学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、代替食対応を実施し、すべての児童・生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるように努める。加えて、食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が発生していることから、事故は「いつ」「どこで」でも起こるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるようにする。

3-2 学校および教職員の資質の向上

学校に求められる教育の質が複雑化し、業務内容が多様化する中で、学校の運営力の向上や教職員の資質の向上は急務である。カリキュラムの組み立てや授業研究等に時間を割くことができるよう、校務を効率化したり、行事を見直したりしながら、教職員が働き方を見直しつつ、スキルアップしていくための体制を整える。

(1) 学校の組織力の向上

- 学校運営については地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会制度を導入することで校長のガバナンス強化を図る。
- 各校においては、本教育方針を基に教育目標や経営方針を定め、教職員全体で組織的に取り組む。また、目標の達成度について、学校運営協議会の評価、意見を積極的に取り入れるなど、改善策を探る。

(2) 教職員研修の充実

- 管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ返しつつ教育活動を行っていく。また、学習指導要領の内容や教育を巡る様々な要請や動向に対応するため、教育委員会では先進事例を活用し、教職員に効果的な研修の機会を設ける。

(3) 働き方改革

- 校務支援システム等による学校事務の効率化を図る。
- 令和 8 年度から「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の心身の健康の保持増進を図る。
- 8 月 11 日～15 日、及び 12 月 28 日、1 月 4 日を学校閉庁日とし、職員の心身の健康の保持増進を図る。

(4) 地域学校協働活動

- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて学校運営協議会を設置し、学校運営体制のさらなる充実を図り、学校が行う教育活動に社会(地域、企業、大学、自治体等)が主体的に参画できるように努める。

(5) 不祥事・ハラスメント防止

- 教職員の不祥事防止に向けては、未然防止を図るため「不祥事予防に向けて自己点検」と「不祥事防止に向けたワークシート集」を用いた校内研修により、教育公務員としての自覚を促す。
- 体罰・セクシャルハラスメントは児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校及び教育委員会での防止・根絶に向けて組織的に取り組む必要がある。

○個人情報や文書の管理については法に基づき、取扱い、管理・保管について厳正な校内管理体制を確立する。

4. 生涯学べる社会づくり

一人ひとりが生涯学び、活躍し続けられる社会づくりを推進します

(1) 文化資源の保存と活用

○村立郷土資料館の収蔵品の適切な管理と整理に努めながら、展示や解説を充実させ、村の魅力を感じてもらえるよう工夫する。

(2) 生涯学習の促進

○図書室においては、利用者のニーズを捉えながら書籍の充実に努め利用を促進する。また、様々な関係機関と連携・協力しながら、地域の文化や歴史について学びを深めることができる生涯学習講座を開催する。

(3) スポーツ振興と青少年健全育成

○村のスポーツ拠点である社会体育施設の適切な管理運営に努めながら、施設使用を促進する。
○スポーツ推進委員をはじめとする各団体とも連携しながら、各種スポーツイベントの実施を支援することにより、健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動を推進する。
○地域の子ども見守りボランティアや青少年指導員と連携し、登下校の見守りや啓発活動を実施し、子どもたちが地域に見守られながら安全に過ごし、活動できる環境を整える。

